

江府町告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき、江府町森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、一般の縦覧に供する。

令和7年1月20日

江府町長 白石祐治

1 縦覧に供する書類

江府町森林整備計画の計画書の案

2 縦覧期間

令和7年1月20日から同年2月17日まで

3 縦覧に供する場所

江府町ホームページ

（この公告に係る江府町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、町長に対し、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。）

江府町森林整備計画（案）

計画期間

〔自 令和 7年 4月 1日〕
〔至 令和17年 3月31日〕

樹立 令和7年3月

鳥 取 県 江 府 町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方針
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び又は予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、鳥取県の南西部に位置し、東部及び南部は中国山地を県境として岡山県の真庭市に接し、北部は大山町、伯耆町、西部は伯耆町、南部は日野町に接する山岳の中腹に位置している。

本町の総面積は12,452haのうち森林面積は10,315haで総面積の約82%を占めている。民有林面積は9,225.4ha、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は4,774haであり、人工林率52%で県平均を多少下回っている。

町内の森林蓄積は着実に増加してきており、多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつある。近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を推進する。しかし、国産材需要の低迷、経営コストの上昇、林業従事者の減少、高齢化等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加しているため、町、森林組合、森林所有者等が一体となって計画的に間伐・保育などの森林整備を積極的に進めることとし、その基盤となる路網整備を推進する。更に今後は森林組合等による施業の実施体制の整備、森林組合又林業関連事業体の育成、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化を図り森林整備の目標達成に努める。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

| 森林の有する機能 | 望ましい森林資源の姿 |
|---------------------|---|
| 水源かん養機能 | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。 |
| 山地災害防止機能 ／土壌保全機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。 |
| 快適環境形成機能 | 樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。 |
| 保健・レクリエーション機能 | 自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 |
| 文化機能 | 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。 |
| 生物多様性保全機能 | 全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生 |

| | |
|---------|--|
| | 物群集を構成する森林。 |
| 木材等生産機能 | 林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。 |

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

| 森林の区分 | 森林整備及び保全の基本方針 |
|-------------------------|---|
| 水源かん養機能 | <p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p> |
| 山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能 | <p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p> |
| 快適環境形成機能 | <p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p> |
| 保健・レクリエーション機能 | <p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p> |
| 文化機能 | <p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p> |
| 生物多様性保全機能 | <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生動物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p> |

| | |
|---------|--|
| 木材等生産機能 | <p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> |
|---------|--|

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、地形に合った機械作動システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画において定められ、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた。

| 地 区 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|------------|------------|------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他 針葉樹 | クヌギ コナラ | その他 広葉樹 |
| 町内全域 | 40年 | 45年 | 35年 | 45年 | 10年 | 20年 |

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

| 地 域 | 樹 種 | 生産目標 | 期待径級 (cm) |
|------|-----|-------|-----------|
| 町内全域 | スギ | 心持ち柱材 | 18 |
| | | 一般建築材 | 26 |
| | | 造作材 | 34 |
| | ヒノキ | 心持ち柱材 | 18 |
| | | 一般建築材 | 26 |
| | | 造作材 | 34 |
| | マツ | 一般材 | 18 |
| | | 梁桁材 | 28 |

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返

し期間とし伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあつては40パーセント以下）を基準とすること。

3 その他必要な事項

ア 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢の指針

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢は、生育途上にある立木が当該年齢に達するまでは主伐を見合わせるにより、森林生産力の有効な利用を図るための指標であり、制限林で伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けている森林以外の森林に適用されるが、町内の主要樹種について、森林生産力の阻害を防止する観点から、連年成長量が最大となる年齢を基準として、次に示すとおりとする。

| 地 区 | 樹 種 | | | |
|------|-----|-----|-----|--------|
| | ス ギ | ヒノキ | マ ツ | その他針葉樹 |
| 町内全域 | 20年 | 25年 | 20年 | 25年 |

イ 老齢林であるなどの理由により伐採を促進すべき林分の指針

制限林、特用林、自家用林、試験研究の目的に供している森林以外で、老齢林等のため風害病害虫等の被害を受けているもの、又は受けやすいものであつて、地理的条件からみて伐採が容易なものについて定めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、町内の森林の自然的条件及び木材の利用状況を勘案して、次のとおりとする。

苗木の選定にあつては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木、広葉樹の導入に努めること。

| 区 分 | 樹 種 名 | 備 考 |
|-----------|---------------------|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等 | |

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

| 樹種 | 仕立て方法 | 植栽本数 (本/ha) |
|-----------|-------|-------------|
| スギ、ヒノキ、マツ | 中仕立て | 3,000 |
| | 疎仕立て | 1,500 |

イ その他人工造林の方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|--------|--|
| 地拵えの方法 | <p>植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。</p> <p>急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。</p> |
| 植付けの方法 | <p>苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。</p> |
| 植栽の時期 | <p>春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては、苗木の生長が終わる頃に行う。なお、特定苗木やコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。</p> |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、皆伐後に人工造林を伴うものにあつては伐採後原則として2年以内に更新する。~~この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。~~ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

ア 天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

イ ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる3・4年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うこととする。

| 区分 | 樹種名 |
|-----------|-----------|
| 天然更新の対象樹種 | アカマツ、クロマツ |

| | |
|-----------|---|
| ぼう芽更新可能樹種 | クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ、カエデ類、高木性の樹種 |
|-----------|---|

(2) 天然更新への標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種 | 期待成立本数 |
|---|---|
| アカマツ、クロマツ、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ、カエデ類、高木性の樹種 | 「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）に定める期待成立本数による。 |

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|------|--|
| 地表処理 | ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。 |
| 刈出し | 天然幼稚樹の育成がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。 |
| 植込み | 天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種をして植込みを行うものとする。 |
| 芽かき | 萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2本残すものとし、それ以外を掻き取るものとする。 |

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 20070047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で、更新の完了基準に基づき、県又は江府町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽かき、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲

100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林について、植栽により適確な更新を確保することとする。

- (2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

| 区 分 | 樹 種 名 | 備 考 |
|-----------|---------------------|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等 | |

イ 天然更新の場合

| 区 分 | 樹 種 名 | 備 考 |
|-----------|---|-----|
| 天然更新の対象樹種 | アカマツ、クロマツ | |
| ぼう芽更新可能樹種 | クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ、カエデ類、高木性の樹種 | |

(2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を更新する。

5 その他必要な事項

該当無し

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し(樹冠粗密度が10分の8以上になること)、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法により実施することとする。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

また、高齢級間伐（7 齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入することとする。

| 樹種 | 施業体系 | 間伐時期（年） | | | | 間伐の方法 |
|-----|------|---------|-------|-------|-------|----------------------|
| | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | |
| スギ | 大径材 | 15～20 | 25～30 | 35～45 | 50～60 | 原則としてスギ林分密度管理図を利用する |
| | 一般材 | 15～20 | 25～35 | | | |
| ヒノキ | 大径材 | 15～20 | 25～30 | 40～50 | 60～70 | 原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する |
| | 一般材 | 15～20 | 25～35 | | | |

※ 原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で 10 年、標準伐期齢以上で 15 年、ヒノキの標準伐期齢未満で 10 年、標準伐期齢以上で 20 年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

| 樹種 | 保育の種類 | 実施年齢 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|-------|-------|-------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16～20 | 21～25 | 26～30 |
| スギ | 下刈り | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | |
| | つる切 | | | | | | | ← | △ | → | | ← | △ | → | | | | | |
| ヒノキ | 除伐 | | | | | | | | | ← | ○ | → | | ← | △ | → | | | |
| | 雪起こし | ← | | | | | △ | | | | | | | | → | | | | |
| | 枝打ち | | | | | | | | | | ← | | ○ | | → | ← | | △ | → |

(注) △は必要に応じて実行する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

- (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(以下、水源涵養維持増進森林という。)

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおりとする。

イ 森林施業の方法

主伐の伐期齢の下限は、標準伐期齢に 10 年を足した林齢とし、次の表のとおりとする。皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。 [別表2]

①水源かん養維持増進森林（下表は地域森林計画で定める標準伐期齢に10年を加えた林齢）

| 区域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|------------|------------|------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他 針葉樹 | クヌギ コナラ | その他 広葉樹 |
| 町内全域 | 50年 | 55年 | 45年 | 55年 | 20年 | 30年 |

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林について、維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という）

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、快適環境機能維持増進森林という）

該当なし

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健分化機能維持増進森林という）

④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定める【別表2】ものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観及び多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するための伐採を行うものとする。天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合におい

ても、特定広葉樹の更新を確保するため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。特定広葉樹の生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

(下表は地域森林計画で定める標準伐期齢をおおむね2倍した林齢)

| 区域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|------------|------------|------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他 針葉樹 | クヌギ コナラ | その他 広葉樹 |
| 町内全域 | 64年 | 72年 | 56年 | 72年 | 16年 | 32年 |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めることとする。(別紙図面のとおり)

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

さらに、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

5 その他必要な事項

該当無し

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

団地的まとまりのある地域については、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方針

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にする

こと。

- 4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(単位：m/ha)

| 区分 | 作業システム | 路網密度 | | |
|---------------------|---------------|-------|--------|---------|
| | | 基幹路網 | 細部路網 | 全体 |
| 緩傾斜地 (0° ~ 15°) | 車両系 作業システム | 35~50 | 65~200 | 100~250 |
| 中傾斜地 (15° ~ 30°) | 車両系 作業システム | 25~40 | 50~160 | 75~200 |
| | 架線系 作業システム | | 0~35 | 25~75 |
| 急傾斜地 (30° ~ 35°) | 車両系 作業システム | 15~20 | 45~125 | 60~150 |
| | 架線系 作業システム | | 0~25 | 15~50 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 作業システム | 5~15 | — | 5~15 |

作業路網の整備計画

林道開設の推進と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、特にこれまでに一度も間伐を行っていない森林が集団的に存する地区、長伐期施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区等の森林のうち、施業実施協定に基づく作業路の開設について、国庫補助残の単町嵩上げ補助を行う等により、作業路の開設を積極的に推進するものとする。

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

- (1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

| 開設／ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 市町村 | 路線名 | 延長及び箇所数 | 利用区域 面積 | 前半5カ年 の計画箇所 | 備考 |
|-----------|------|----|-----------|-----------|-------------|------------|----------------|-------|
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 武庫 | 宝仏山 1号 | 2.3km - 1箇所 | 686ha | ○ | 森林基幹道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 俣野 | 篠谷 | 1.0km - 1箇所 | 51ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 久連 | 大谷 | 1.0km - 1箇所 | 144ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 助沢 | 助沢 | 1.5km - 1箇所 | 103ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 俣野 | 古屋敷 | 0.7km - 1箇所 | 142ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 助沢 俣野 | 助沢 俣野 | 1.0km - 1箇所 | 150ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 柿原 | 柿原 | 0.7km - 1箇所 | 90ha | | 森林管理道 |
| 拡張 | 改良 | | 武庫 | 宝仏山 1号 | 1.0km - 1箇所 | 686ha | | 幹線 |
| 拡張 | 舗装 | | 俣野 | 木地河原 | 1.0km - 1箇所 | 244ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 杉谷 貝田 | 杉谷 貝田 | 0.5km 1箇所 | 220ha | | その他 |
| 拡張 | 舗装 | | 武庫 | 半ノ上 | 2.7km - 1箇所 | 157ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 貝田 | 寺谷 | 0.3km - 1箇所 | 159ha | | その他 |
| 拡張 | 舗装 | | 貝田 | 寺谷 | 0.3km - 1箇所 | 159ha | | その他 |
| 拡張 | 舗装 | | 武庫 | ヒキジ 高谷 | 0.7km - 1箇所 | 81ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 武庫 | ヒキジ 高谷 | 20m 1箇所 | 33ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 武庫 | カズチ | 0.2km - 1箇所 | 138ha | | その他 |

| | | | | | | | | |
|----|----|--|----------|----------|-------------|-------|--|-----|
| 拡張 | 改良 | | 貝田 | ハセン 谷 | 1.0km - 1箇所 | 127ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 江尾 俣野 | 江尾 俣野 | 1.9km 1箇所 | 127ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 江尾 俣野 | 江尾 俣野 | 0.5km - 1箇所 | 115ha | | その他 |

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、
 民有林林道台帳について(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管
 理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道等の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な
 規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針(平成23年3月31日第
 201000207814号)及び鳥取県森林作業道作設指針(平成23年3月31日第201000193342号)
 に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針(平成23年3月31日第201000193342号)等に基づき、森林作業
 道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林家の大部分は小規模所有者で生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である
 場合が多い。そのため、森林施業の共同化を通じて合理化を進めるとともに、農業との複合経営によ
 る経営の健全化及び安定化を目標とし、林道・作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働
 強度の低減を図ることとする。

また、森林組合については、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の効率化に努めると
 ともに、作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として
 の機能を十分に発揮できるよう、各種事業の受委託の拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に
 努めることとする。

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託の拡大等を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに林業従事者に対し技術研修会・林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、本町と森林組合が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割・魅力等について積極的に紹介していくこととする。

(2) 林業後継者等の育成

(ア) 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

(イ) 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

(ウ) 活動拠点施設の整備

該当なし

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町の林業の中心的な担い手である森林組合については、施業の共同委託化による受注体制の整備、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化・近代化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方法

本町の森林の人工林は主伐期を迎えているが、地形が急峻で作業道等の開設が困難なうえに材価の低迷により間伐が遅れている。

また、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るためには、林業機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入・更新を図るものとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1) を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入・更新目標を次のとおり設定する。

| 区 分 | 現 状 (参考) | 将 来 (更新) |
|-----|-------------------|------------------------------|
| 伐 倒 | チェーンソー、ハーベスター | チェーンソー、ハーベスター |
| 造 材 | チェーンソー、プロセッサ | チェーンソー、プロセッサ |
| 集 材 | 集材機、グラップル、フォワーダー、 | 集材機、グラップル、フォワーダー、 タワーヤーダー |
| 地 拵 | 人力、刈払機 | 人力、刈払機、地拵機械 |
| 下 刈 | 〃 | 人力、刈払機、下刈機械 |
| 枝 打 | 人力・動力枝打機 | 人力・動力枝打機 |

(3) 林業機械化の促進方策

- ①森林組合によるタワーヤーダー、プロセッサ等の高性能林業機械の導入・更新
- ②森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を促進・更新
- ③間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入・更新
- ④高性能林業機械のオペレーターを育成するため県の実施する研修会等への積極的な参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の流通・加工については、所有形態が小規模・分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。このため、作業道等の路網の開設が容易な区域で間伐を中心に伐採の計画的実行によりロットの確保を図る特用林産物のうち本町の特産品の一つであるシイタケについては、俣野地区において生産が積極的に行われているが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量はほぼ横ばいである。今後については、原木ほだ木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することとする。

荒廃竹林の整備、竹粉などの有効活用を進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカにより被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況やニホンジカの生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、別紙のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び植栽木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進すること。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害について、森林所有者、森林組合及び猟友会等と連絡等を行うことにより被害の早期発見に努め、被害が確認された場合は、日野郡鳥獣被害対策協議会や県と連携して適切な被害防止対策または駆除を実施することとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。

特にナラ枯れ被害については大山周辺で発生が続いており、本町の広葉樹林に多く見られるコナラ、ミズナラについて、新たな技術導入を含め適切な防除方法を検討し、被害の拡大防止を図ることとする。さらに、監視体制を強化し早期発見に努めるとともに、拡大防止のため伐倒駆除の必要が生じた場合は、有識者の意見を聞きつつ、伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

森林組合及び森林所有者等と連絡を取り被害の早期発見に努め、被害が確認された際には県等の関係機関と連携することにより、適切な駆除を実施することとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ生息状況や森林被害のモニタリングに協力し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、県、日野郡鳥獣被害対策協議会、森林組合及び森林所有者が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的に推進する。

また、放置され里山や竹林は野生鳥獣の集落への出没や農作業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、出没しにくい環境作りづくりに務めることとする。

3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当することとし、江府町林野等の火入れに関する条例に則し行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害防除のため緊急に伐倒駆除等を実施する場合等については、関係機関と協議の上、町が個別に判断するものとする。

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

【別表3】のとおり

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備を通して、森林の様々な機能特に治水能力を高め、森林の恵みである水を通して地域の振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

・地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

・とっとり共生の森育成支援を積極的に行い、企業等の社会貢献事業の推進を図るとともに、地元住民の森林への関心や理解を高める。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

・水源地としての森林の重要性について理解を深めるため、下流域の住民団体に間伐や枝打ちなどの作業にボランティアとしての参加を働きかける

・森林の有する水源涵養等の公益的機能の維持・発揮のため、近隣市町村と連携して森林造成・保全を行う。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村に経営管理権を設定した森林で、経営管理実施権を設定しない森林については、森林の状況を踏まえた上で施業対象林とそれ以外に区分する。

施業対象林については、市町村森林管理事業を実施することとし、地域の民間事業体に事業委託して間伐等の施業を行う。

7 その他必要な事項

該当なし

【別表1】

| 区分 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|--|--|---------------|
| <p>水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> | <p>1-D, 2-ABCDE, 3-ABCDE, 4-AB, 5-ABCDEF, 6-ABC, 31-AB, 32-ABC, 33-ABCDEF, 35-Aの一部※, 36-BC, 37-ABCDE, 38-AB, 39-BCD, 40-ABCDF, 41-ABDEF, 42-ABCDE, 43-ABCDEF, 44-BCDE, 45-B, 46-AB, 47-B, 49-ABCDEF, 50-ABCDEF, 51-ABCD, 52-ABCDEF, 53-ABCDEFG, 54-ABCE, 55-BDE, 56-ABCDE, 57-ABD, 58-Aの一部※・BC, 59-BCD, 60-AB, 63-A, 66-A, 67-BC, 68-ABD, 69-BC, 70-ABC, 71-AC, 72-ABCDEF, 73-A, 75-A, 83-ABCD, 85-ABEF, 86-AB, 87-BCDE, 88-ABCDEF, 89-ABCDE, 90-ABCD, 98-ABCDEF, 99-ABCD, 100-ABCDEF, 101-ABCDEF, 102-ABCDEF, 103-AB, 104-BC, 105-ACDE, 106-ABCDE, 107-ABCDEFGH, 108-ABCDEF, 109-A, 110-ABCDEF, 111-ABCDEFG, 112-ABCE, 113-AEFGH, 115-BG, 117-ABCDEFGHIJKLM, 118-ABCD, 119-A, 120-Dの一部※, 123-Bの一部※, 124-A, 125-A, 126-A, 127-A, 128-A, 129-A, 130-AB, 131-ABCDEFGH, 132-AB, 133-BC, 134-ACDE, 135-A, 136-A, 137-Aの一部※・BC, 138-ABC, 139-ABCD, 140-ABCEF, 141-Aの一部※・BC, 142-ABCDEF, 143-BDEF・Gの一部※, 144-B・Cの一部※・D, 145-Cの一部※</p> <p>(※図1に示す森林の区域以外)</p> | <p>6, 491</p> |

| | | | |
|---|---|---|---------------|
| <p>土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> | <p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> | <p>1-ABCE, 6-D, 7-AB, 8-ABCDE, 9-AB, 10-AB, 11-ABC, 12-ABC, 13-ABCD, 14-ABCDEFGH, 15-ABCDE, 16-ABCDE, 17-ABCDEFGHIJKLMNO P, 18-ABCDEFGHIJ, 19-ABCDEFGHI, 20-ABCDEFGHIJ, 21-ABCDEFG, 22-ABCDEF, 28-Cの一部※, 29-Aの一部※・B・Cの一部※・D, 30-AB, 34-A, 35-B, 36-A, 38-C, 39-A, 44-A, 45-A, 46-C, 47-A, 48-ABCDEFGHI, 54-D, 55-AC, 57-CE, 58-Aの一部※, 59-A, 71-B, 86-C, 87-A, 91-ABCDE, 92-ABC, 93-ABC, 94-ABCDE, 95-ABCDEF, 96-ABCDEFGHIJK, 97-ABCDE, 112-D, 113-BCD, 114-ABCDE, 115-ACDEF, 116-AB, 120-ABCE・Dの一部※, 121-ABCDEF, 122-A, 123-A・Bの一部※, 132-CDE, 133-A, 134-B, 137-Aの一部※, 138-D, 140-D, 141-Aの一部※, 143-AC・Gの一部※, 144-A・Cの一部※, 145-AB・Cの一部※・DEF, 146-ABCD, 147-ABCDEF, 148-ABCDEFG, 105-Bの一部※ (※図1に示す森林の区域以外)</p> | <p>4, 557</p> |
| | <p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> | <p>該当無し</p> | |
| | <p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> | <p>60-C, 61-AB, 62-ABC, 64-A, 65-A, 66-BC, 67-A, 68-C, 69-A, 74-A, 76-A, 77-A, 78-A, 79-A, 80-A, 81-A, 82-ABC, 84-ABCD, 85-CD, 104-A, 105-Bの一部※・F (※図1に示す森林の区域以外)</p> | <p>988.43</p> |

【別表2】

| 区 分 | 施業の方法 | 森 林 の 区 域 | 面 積(h a) |
|---------------------------------|------------------------|--|----------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐採面積の規模を縮小した伐採を推進すべき森林 | 1-D, 2-ABCDE, 3-ABCDE, 4-AB, 5-ABCDEF, 6-ABC, 31-AB, 32-ABC, 33-ABCDEF, 35-Aの一部※, 36-BC, 37-ABCDE, 38-AB, 39-BCD, 40-ABCDF, 41-ABDEF, 42-ABCDE, 43-ABCDEF, 44-BCDE, 45-B, 46-AB, 47-B, 49-ABCDEFG, 50-ABCDEF, 51-ABCD, 52-ABCDEF, 53-ABCDEFG, 54-ABCE, 55-BDE, 56-ABCDE, 57-ABD, 58-Aの一部※・BC, 59-BCD, 60-AB, 63-A, 66-A, 67-BC, 68-ABD, 69-BC, 70-ABC, 71-AC, 72-ABCDEF, 73-A, 75-A, 83-ABCD, 85-ABEF, 86-AB, 87-BCDE, 88-ABCDEF, 89-ABCDE, 90-ABCD, 98-ABCDEF, 99-ABCD, 100-ABCDEF, 101-ABCDEFG, 102-ABCDEF, 103-AB, 104-BC, 105-ACDE, 106-ABCDE, 107-ABCDEFGH, 108-ABCDEF, 109-A, 110-ABCDEF, 111-ABCDEFG, 112-ABCE, 113-AEFGH, 115-BG, 117-ABCDEFGHIJKLM, 118-ABCD, 119-A, 120-Dの一部※, 123-Bの一部※, 124-A, 125-A, 126-A, 127-A, 128-A, 129-A, 130-AB, 131-ABCDEFGH, 132-AB, 133-BC, 134-ACDE, 135-A, 136-A, 137-Aの一部※・BC, 138-ABC, 139-ABCD, 140-ABCEF, 141-Aの一部※・BC, 142-ABCDEF, 143-BDEF・Gの一部※, 144-B・Cの一部※・D, 145-Cの一部※ | 5,058.74 |

| | | | |
|---|----------------------|---|-----------------|
| <p>土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> | <p>長伐期施業を推進すべき森林</p> | <p>1-ABCE, 6-D, 7-AB, 8-ABCDE, 9-AB, 10-AB, 11-ABC, 12-ABC, 13-ABCD, 14-ABCDEFGH, 15-ABCDE, 16-ABCDE, 17-ABCDEFGHIJKLMN, 18-ABCDEFGHIJ, 19-ABCDEFGHI, 20-ABCDEFGHIJ, 21-ABCDEF, 22-ABCDEF, 28-Cの一部※, 29-Aの一部※・B・Cの一部※・D, 30-AB, 34-A, 35-B, 36-A, 38-C, 39-A, 44-A, 45-A, 46-C, 47-A, 48-ABCDEFGHI, 54-D, 55-AC, 57-CE, 58Aの一部※, 59-A, 71-B, 86-C, 87-A, 91-ABCDE, 92-ABC, 93-ABC, 94-ABCDE, 95-ABCDEF, 96-ABCDEFGHIJK, 97-ABCDE, 112-D, 113-BCD, 114-ABCDE, 115-ACDEF, 116-AB, 120-ABCE・Dの一部※, 121-ABCDEF, 122-A, 123-A・Bの一部※, 132-CDE, 133-A, 134-B, 137-Aの一部※, 138-D, 140-D, 141-Aの一部※, 143-AC・Gの一部※, 144-A・Cの一部※, 145-AB・Cの一部※・DEF, 146-ABCD, 147-ABCDEF, 148-ABCDEFG, 60-C, 61-AB, 62-ABC, 64-A, 65-A, 66-BC, 67-A, 68-C, 69-A, 74-A, 76-A, 77-A, 78-A, 79-A, 80-A, 81-A, 82-ABC, 84-ABCD, 85-CD, 104-A, 105-BF</p> <p>(※図1に示す森林の区域以外)</p> | <p>3,823.46</p> |
|---|----------------------|---|-----------------|

| | | |
|---------------|---------------------------|------|
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) | 該当無し |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 該当無し |
| | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | 該当無し |

【別表3】

| 番号 | 区域名 | 林 班 | 区域面積 (ha) |
|----|--------------|-------------------------------------|-----------|
| 1 | 柿原 | 1・2・3・4・5・6 | 360.66 |
| 2 | 佐川 | 7・8・9・10・11・12・13 | 266.8 |
| 3 | 小江尾・大万 | 14・15・16 | 138.2 |
| 4 | 江尾 | 17・18・19 | 287.42 |
| 5 | 久連 | 20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30 | 610.7 |
| 6 | 吉原 | 31・32・33・34・35・36 | 395.45 |
| 7 | 西成・袋原 | 37・38・39 | 173.2 |
| 8 | 大河原 | 40・41・42・43・44・45・46・47 | 443.53 |
| 9 | 貝田 | 48・49・50・51 | 275.99 |
| 10 | 杉谷 | 52・53 | 129.69 |
| 11 | 栗尾・御机1 | 54・59 | 143.33 |
| 12 | 美用1・小原 | 55・56・57 | 176.42 |
| 13 | 御机2 | 60・61・62・63・64・65・66・67・68 | 574.56 |
| 14 | 御机3 | 69・70・71 | 167.76 |
| 15 | 笠良原 | 72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82 | 512.25 |
| 16 | 助沢1・美用2・下蚊屋1 | 58・83・86・87 | 248.36 |
| 17 | 下蚊屋2 | 84・85 | 177.17 |
| 18 | 助沢2 | 88・89 | 148.3 |
| 19 | 宮市・宮市原・池ノ内1 | 90・91・92・93・94・95・98 | 371.99 |
| 20 | 池ノ内2 | 96・97 | 200.17 |
| 21 | 日ノ詰1 | 99・100・101・102 | 298.82 |
| 22 | 深山口 | 103・104・105・106・107 | 423.7 |
| 23 | 日ノ詰2 | 108・109・110・111 | 258.55 |
| 24 | 尾ノ上原 | 112・113・114 | 222.6 |
| 25 | 池ノ内3 | 115・116・117・118・119 | 436.79 |
| 26 | 新道・一旦 | 120・121・122 | 131.73 |
| 27 | 武庫 | 123・124・125・125・126・127・128・129・130 | 395.14 |
| 28 | 半ノ上 | 131・132・133・134 | 327.43 |
| 29 | 荒田 | 135・136・137・138 | 345.33 |
| 30 | 下安井 | 139・140・141・142・143・144 | 296.35 |
| 31 | 洲河崎 | 145・146・147・148 | 285.11 |
| | | 合計 | 9,223.50 |

江府町森林整備計画

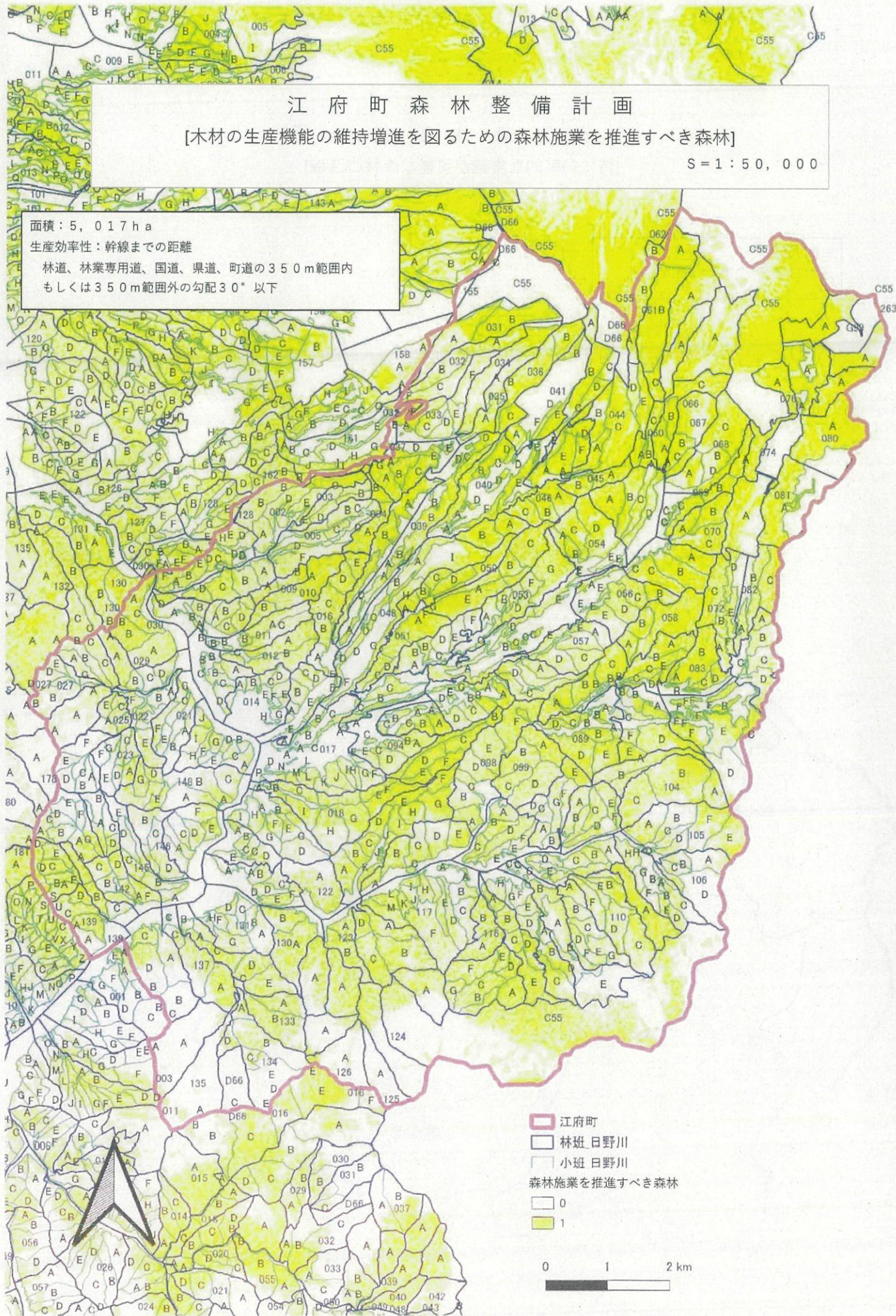
[木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林]

S = 1 : 50,000

面積：5,017ha

生産効率性：幹線までの距離

林道、林業専用道、国道、県道、町道の350m範囲内
もしくは350m範囲外の勾配30°以下



- 江府町
- 林班日野川
- 小班日野川
- 森林施業を推進すべき森林
- 0
- 1

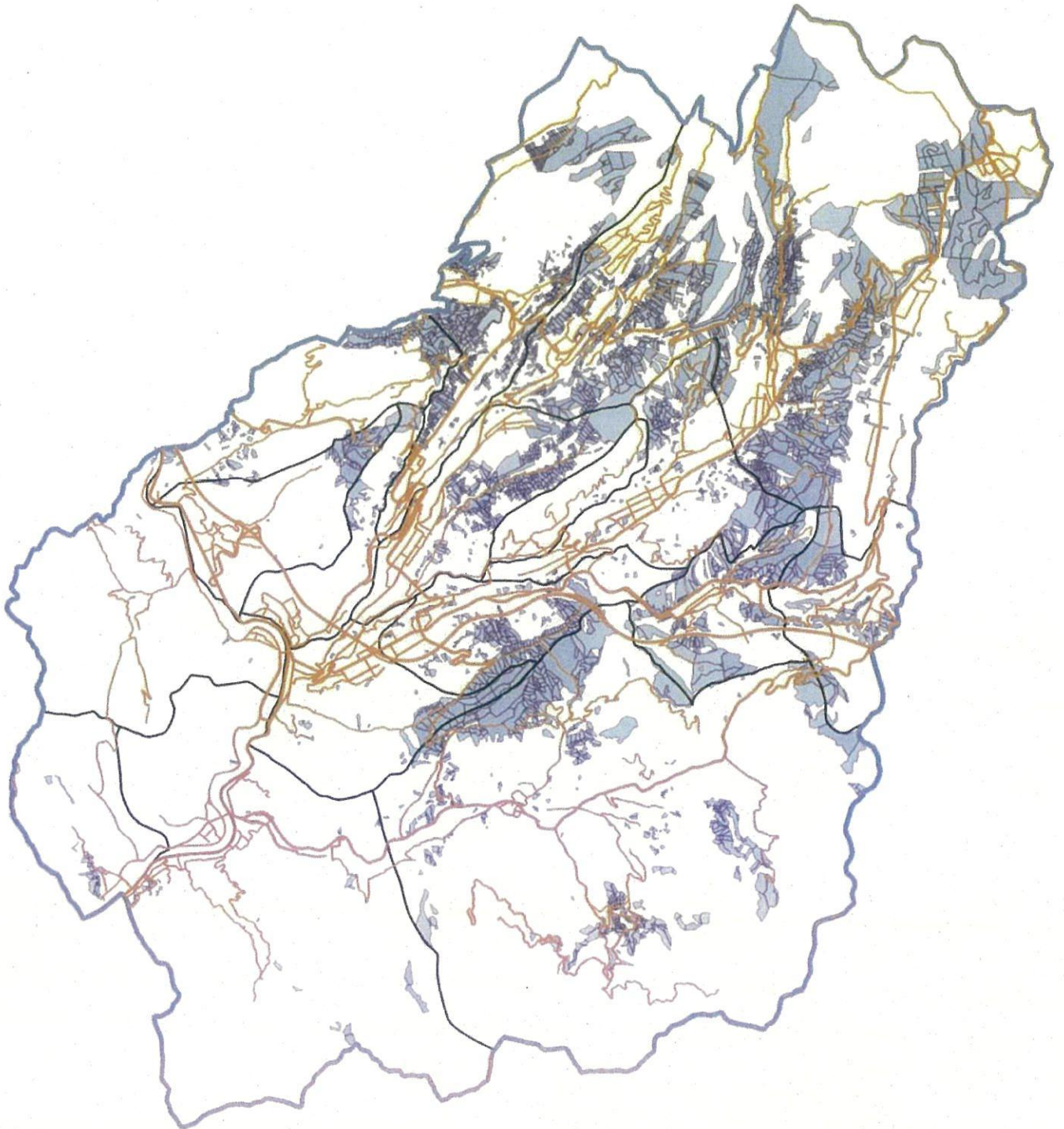
0 1 2 km

江府町森林整備計画

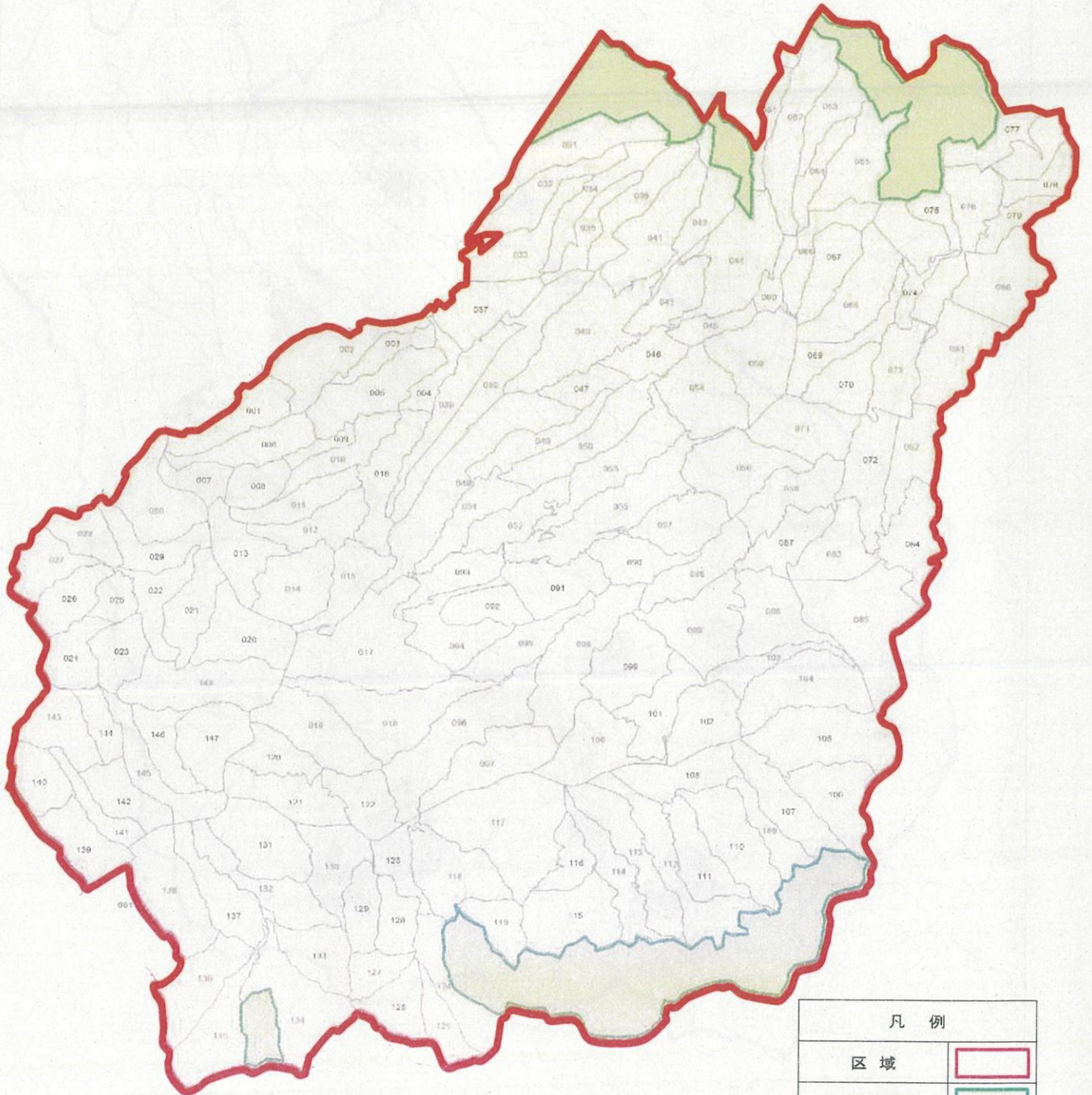
[特に効率的な施業が可能な森林の区域]

S=1:50,000

生産適地面積：2,202ha
経済性要素：60以上の範囲を集計



鳥獸害防止森林区域



江府町森林整備計画 図1

